

平成27年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月16日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時04分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（谷口隆徳君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） おはようございます。

昨日の昼からの雨で相当道路がブラックアイスバーン状態になっておりますので、皆さんたちも十分転倒には注意をさせていただきたいと思っております。

最初に、職員の適正配置についてお伺いいたします。

24年度から3年間の職員の超過勤務の実績の表をいただきまして、まずここから伺いたいと思っております。

課単位の1人あたりに換算した実績のワーストの順でいきますと、中央公民館、介護保険課、スポーツ課、そして商工労働観光課となりますが、多くはイベントなどの催事に係ることと安易に想像できますが、24年からの3カ年を見ると、年間、総体的ですが、3万2,000時間を超える実績となっております。更に、個人で最も多い職員で24年度は900時間を超え、25年度は850時間に迫っていることは、超過勤務としては異常ではないでしょうか。幸い26年度は678時間に減ってはいるものの、27年度はこれまでの実績を超えるような状況だともお聞きをしていますが、なぜこのような実態が生じているのでしょうか。

そもそも労働基準法では、残業時間には時間外労働の限度に関する基準が定められていますが、この基準では1カ月45時間、1年360時間とされています。更に厚生労働省では、働く者の健康を守るために、過重労働による健康障害防止対策を始めていますが、そこにも月100時間を超える、または2から6カ月、平均で月80時間を超えると健康障害のリスクが高いとしており、時間外、休日労働に対しては厳しく指導をしてきているところでもあり、使用者側には従業員のストレスチェックを義務づけたところでもあります。

このような状況が長らく続くと、肉体的は無論、精神的にも大きな負担となり、病気休暇や定年前の早期退職にもつながるおそれもあるのではないのでしょうか。民間事業所なら、産業医

の面談を受けなければならない現状でもあることですし、何よりも職員の健康管理上からも、長時間の超過勤務を避けなければなりません。もし何らかの事故が起きた場合には、使用者側の責任も問われることから、この実態に背を向けることなく、何らかの対策を講じなければならないと思いますが、考えをお聞かせください。

公務員は直接労働基準法に全てが該当はしませんが、やはり労働に関する基準は、この労働基準法によるところが大きいと考えますが、これらのことを踏まえながら、使用者側としての責任においてどう指導するのか、今後の対策をいかに講じていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、職員採用試験についてお伺いをいたします。

来年度に採用となる職員の試験が終わったようではありますが、来年3月の退職者数と採用予定者数とあわせ、再任用希望者数とお聞かせください。

また、今年度の採用試験において、受験希望者がいなかったため追加の試験を行ったようではありますが、その経緯を改めてお聞かせください。

以前、保育士の嘱託職員、臨時職員の募集をしても、有資格者がいなく、人員を確保することができなかつた実態があるとお聞きをしましたが、そういった現状が正職員の採用も同じになってはいないでしょうか。公務員といった人気の高い職であったものが、大都市、民間と比較されながら、魅力が薄れてきてはいないでしょうか。一般事務職まではその傾向は見受けられませんが、資格を有する者にあつては、直接の声かけや勧誘、更には奨学資金なども考えていかなければならないのではないのでしょうか。

優秀な人材を求めては、今までの概念にとらわれることなく、新しい手法も取り入れながら、採用時期や採用試験そのものと本来業務はもとより、士別市職員として魅力あるものをつくっていかなければならないと考えますが、基本的な考えをお伺いしたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

松ヶ平議員の御質問にお答えします。

まず、時間外勤務手当の支給対象となる主査職以下の超過勤務の実態に関してですが、部署や担当業務によって増減や時間の違いはあるものの、総じて、ここ数年間においては増加している傾向にあります。

そこで、その主な要因ですが、概括的には、自治体行政を取り巻く環境において、分権改革による地方への権限移譲を初め、国の政策、施策に伴う事務や法令改正への対応などにより業務量が増加していることが挙げられます。また、いわゆる団塊世代以降の職員の大量退職があり、経験豊富な職員から若い世代へと大幅な入れかわりがあつたことなども要因の一つと考えます。このほか、本市特有の行政ニーズに対応した事務事業の量的増加や質的向上も挙げられます。

このような中で、具体的にお話のあつた職場における平成24年度から3年間の具体的な要因

として、中央公民館では公民館講座や子供会活動が平日の夜や土曜日、日曜日に行われることが多く、また、文化センターのホール業務も同様の状況にあること、特に平成26年度においては、年度途中での退職者があったことなどが職場全体の超過勤務時間数を押し上げたものと判断しています。

また、介護保険課では、第6期士別市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定やいきいき健康センター建設にかかわる市民会議運営などの関連業務のほか、高齢者権利擁護や認知症対策など新たな施策に取り組んでいるところであり、スポーツ課についても、東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受けて着手した、合宿の里士別ステップアッププランの策定や人事異動に伴う状況の変化などが要因となっています。

これら以外の職場においても、年齢構成の変化に伴い、若手職員が業務遂行の主要な担い手になっている状況も一つの要因となっていると考えられます。

松ヶ平議員お話しのように、長期にわたる超過勤務は、その疲労の蓄積によって事務能率の低下を招くことなどにとどまらず、心身に健康被害を引き起こす場合もあり、こうした状況を防ぐためにも、超過勤務の縮減に向けた対応は喫緊かつ重要な課題であると認識しています。

このため、庁議を通して、職員の定時退庁を初め、時間外勤務の縮減に向けた対応を指示しているほか、各部ごとに部長、次長、課長に対する職場ヒアリングを実施し、各職場の超過勤務の実態について、その原因など増加の要因を把握した上で業務分担や事務処理の見直しについて検討を行うとともに、仕事の進め方や効率化を図ることなどについての改善策を講じるよう求めているところです。

これを受けて、各職場長においては、職場の事務事業の進捗状況を常に把握し、互いに協力し合える業務は分担するなど、個々の職員に業務の偏りが生じることのないよう考慮するとともに、職場長みずから日ごろから率先して定時退庁に努めること、あるいは超過勤務に対するコスト意識を徹底し、やむを得ず職員に超過勤務を行わせる場合は、その必要性を十分に検討することなど、改めて徹底を図っていきます。

私どもの責務の一つとして、行財政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げることが大前提ですが、行政ニーズの多様化や業務の複雑化の中で、質、量ともに大きく変化している状況にあり、限られた人員で的確に処理することも求められています。

一方で、使用者として職員の健康と暮らしを守ることは当然の責務であり、職員一人一人が自分の仕事にやりがいを持ち、十分にその能力を発揮できるよう、今後においても適切な人員配置や研修のもと、健全で機能的な組織体制づくりに努めてまいります。

次に、職員採用についての御質問がありました。

来年3月の定年退職予定者は、消防への派遣職員を含めて15名となっている一方、採用予定者数は一般事務職10人、社会福祉士職1人、保育士職1人の合計12人であり、再任用希望者数は4人となっています。

このような中で、保健師職と土木技術職の追加募集を行ったところであり、保健師職につい

ては内定に至りましたが、土木技術職については残念ながら応募がありませんでした。

昨今、土木系の技術職や保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士職などの有資格者については、全国的に人員不足にあるとの報道もある中、お話しのように、好条件が提示される都市部への流出などによって、地方における人員不足がより顕著化している状況にあります。

こうした中で、必要とする人員、更には優秀な人材を確保するためには、これまで以上に本市の募集状況の周知を図る取り組みも必要であり、今後においては、高校や専門学校を初めとする各種学校への訪問や職員の出身校への呼びかけも行うなどしながら、優秀な人材の確保に努めていく考えです。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 今、市長から答弁をいただいたんですけども、各職場長とヒアリングなどを実施して原因を究明しながらということで定時退庁に努めるということなんですけれども、定時退庁というのは昔からやってはいると思うんですけども、なかなかそれが実施されないという背景というのがどこにあるんだろうかというふうに思うんです。

本来、スタッフ会議や何かでその分も話し合っていると思うんですけども、どうも超過勤務を減らそう、具体的に、みんなで分担しようとなっていないから、こういう現状として900時間を超えるような異常な超勤時間にもなっているんじゃないかと。この超過勤務時間だけを見ると、立派なブラック企業の一つにカウントされるのが実態ではないかというふうに思うんですけれども、ひとつ定時退庁なんかに向けてスタッフ会議の中で、職場長、リーダー長等含めて、担当でそういう議論というのは正直言ってなされているんでしょうか。庁議なんかでも、そういう超過勤務を減らすために、非役付も含めて十分に議論してくださいという、そういうおろし方、また、職場にそういう議論をさせるということはやられているのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 松ヶ平議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、職場長ヒアリングということで、これは随時やってまいりました。それぞれ各部長、次長、課長に、まず現状どういう状況になっているかということで総体的な話をし、更に、私も人事担当部局としても、それぞれの職場の状況、あるいは個人ベースでの状況なんかもデータの整理もしながらお話をし、更に職場内で十分に検討、今お話のあったスタッフ会議を含めて対応するようということで指示をしているところです。

まだ一部は恐らくスタッフ会議までは至っていないかもしれませんが、既にスタッフ会議を開いている職場もあれば、一方では担当部長が一人一人の職員との面談もしながら状況なんかを聞いたりしているという、そういうことも努めているところです。

更には、定時退庁に向けてということでは、職場長が今まで以上に、きょうはどういう状況なんだと仕事の状況を把握しながら、場合によっては、今ちょうど年末で集中した業務の対応

が必要になっている部署なんかについては、ほかのスタッフにも、きょう、一定程度この事務をするのに一緒にやってもらえないかというようなことで分担をしながら、集中して仕事を仕上げる、そういうこともやっているところです。

また、中には終礼ということで、朝礼は各職場必ずやっているんですが、一部の職場で今終礼を始めたところもあります。それは、きょうの業務状況がどうなのかということ把握しながら、その時間で一定の、簡単な1分程度のミーティングになりますけれども、そういうことをやることによって、これで時間、きょうの仕事は終わりなんだということで定時退庁をしているということが、少し改善されているという職場も見られますから、こういった取り組みも今後引き続きしながら、ぜひ超過勤務の縮減、そして効率的な仕事の進め方ということも必要ですので、やはり資料を作成するのでも、まずはどの段階までが必要なのか、それに応じて細部の資料はどこまでつけばいいのか、こういった仕事の進め方も含めて、先ほど市長からの答弁でも申し上げましたように、実践と研修、研修はOJTということで職場内研修もありますので、そういった部分、何よりも職場内での意思疎通とか情報共有、あるいはお互いの理解というのが大事だと思いますので、今、議員からお話ありましたように、スタッフ会議なんかも今後更に充実させながら、定時退庁あるいは超過勤務縮減、こういったことに努めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 昨日、井上議員から適正化計画の話もありまして、適正化計画、もちろん職員の数も縮減しなきゃいけないという部分もありますけれども、一方では超過勤務が莫大に増えていっては意味がありませんので、ぜひ労使ともに超過勤務の減る対策を講じていただきたいことを申し上げて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

（登壇） 2点目の質問をさせていただきます。

地方創生に関する取り組みで、本市においては、7月にまち・ひと・しごと創生総合戦略会議を設置し協議を重ねて、10月23日の戦略会議において市長に答申がされて、30日付で本市の総合戦略会議を策定し、国から地方創生先行型交付金についてはタイプⅠ、タイプⅡ、ともに申請どおりの交付決定がされたところであり、早々にこの定例会の初日に、「やさしい」「おいしい」「がんばる」農業農村づくり事業費として50万円、「おいしい」「がんばる」合宿地づくり事業で1,520万円を補正をしたところがあります。

事業全体の考え方と内容については、今までの全員協議会での説明や常任委員会でも議論させていただいておりますので理解をしているところでありますが、交付決定がされて早急に取り組まなければならないことから、予想以上の速さでの事業展開となったことから、事業内容の詳細について改めて確認もしていませんでしたし、この事業の補正額の財源は、特定財源で100%の国庫支出金であり、事業内容も国が認めたものでありますが、この事業の推進に当たって改めて確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

特に今回は、合宿地づくり事業についてとなりますが、最初に、合宿客提供食材開発経費として50万円、スポーツ合宿センター客室バリアフリー化工事費に1,470万円を手当てされたわけではありますが、改めてこの事業の詳細な内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、合宿聖地創造では、重点プロジェクトの一つとして、各種大会、イベント開催とあり、さまざまな大会を開催しているところではありますが、北海道国体時には、本市はウエートリフティングの会場として開かれ、その後、オリンピックや全国大会優勝など輝かしい成績をおさめ、陸上では箱根駅伝の選手として士別出身の方が大きな活躍を見せていただいているところでもあります。残念なことでもあります。スキージャンプ競技において、近年は士別出身者が輩出されていないのが現状です。隣町の下川町や上川町からはオリンピックが続々輩出されてきているのに、なぜ士別からとの声も多くあります。これだけ朝日ジャンプ台で大きな大会を開催しているけれども、実際にはいないということは、何か障害があるとは思うんですけども、ほんの少しで行政からの支援があったならば、ジャンプ少年団のようなものができるのでしょうか。

ももとは、朝日町からは、札幌オリンピックの当時は複合と言っていましたが、前半のジャンプ競技では1位となった選手もいたことから、市民の理解はあると思うんですけども、どの程度その実情を把握しているのかをお聞かせいただきたいと思います。士別出身者が大会に参加していれば、今まで以上に市民が合宿の聖地づくりに一層の理解と支援をいただけることと思いますので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、主な施設の一つにトレーニングセンターの整備が挙げられていますが、具体的なものは今後かもしれませんが、現状で一般市民も使用できるトレーニング室は、総合体育館と合宿センター翠月、朝日農業者トレーニングセンターの3カ所あり、ここに設置してある機器と翠月と朝日町に設置している低酸素室についてお伺いいたします。

低酸素室は、一般市民は使用してはいけないと理解しつつも、そのテントの中にあるランニングマシンやエアロバイクも使われていない状況にあります。特に、使用されているときはフロント受付までと表示されていますので、使っちゃいけないものと捉えています。低酸素を使わなければ、中にある機器は使ってもよいと思われそうですが、実際のところはどうなっているのでしょうか。

また、市民からは、低酸素室を使つてのトレーニングを望む声もあることから、市民に向けた勉強会や使用方法を広げる取り組みを進めて、危険のない範囲で市民にも開放する考えはないのでしょうか。

次に、トレーニング室にある機器ですが、私も早朝散歩をしていますが、牧野市長も、早朝というよりは暗い中の、本当の朝早い時期に散歩をされているようですが、秋から冬になると気温が下がって日の出も遅くなることから、出勤前の散歩には限界もあることから、体育館のトレーニング室を使用される方が多く見受けられます。

私もその一人ですが、体育館のランニングマシンは5台、先週行ったときには4台になって

いましたけれども、時には順番待ちのときもあるほど使用されています。市民の健康意識が高まってきたことには大変よい傾向だと思いますが、実際に使用させていただいて思うのですが、各トレーニングルームに設置してある機器がかなり古くはなっていないでしょうか。特に、合宿の里の宿泊拠点である翠月に設置してあるトレーニング機器は、開設した当初のままではないのでしょうか。機種によりますが、体育館や朝日にある機器よりかなり見劣りするもののようなのですが、機器の現状と新たに更新する考えはないのかお伺いしたいと思います。

近年、健康維持や健康づくりのためのジム、フィットネスクラブ、スポーツクラブが盛況だと聞いており、調べてみますと、旭川市内でも12カ所が開設されており、しかも相当の利用者数と会員数があるようです。士別も市民の健康に対する意識が上がってきたことは何よりもすばらしいことですので、この運動を後押しすれば、一層合宿の聖地創造の取り組みにも力が入るのではないかと思いますので、考え方をお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、地方創生先行型である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のタイプⅠを活用した「おいしい」「がんばる」合宿地づくり事業の詳細についてです。

まず、スポーツ合宿センターのバリアフリー化についてですが、今後、障害者スポーツの普及がますます拡大することが見込まれる中、特に2020年の東京パラリンピックを見据えて、障害者スポーツ選手の合宿受け入れ体制を整備することは、合宿の聖地を目指す本市にとって重要な取り組みと考えています。

こうしたことから、現状において、バリアフリー化された客室がないスポーツ合宿センター翠月について、1階の売店スペースの位置にバリアフリーのツインルーム客室1室を整備するものであり、室内のトイレやバスルームなども、車椅子での移動が可能となるよう十分なスペースを確保する考えです。なお、売店スペースについては、ロビーに移動し、施設利用者がこれまでと同様に売店を利用できるよう対応します。

次に、合宿選手対応メニュー開発事業についてです。

本市を訪れる陸上競技やウエートリフティング、スキージャンプなどの合宿選手にとって、合宿期間中の食事は体づくりの基本となるほか、厳しい練習を継続する中でのリフレッシュや癒しの一つとしても重要な要素になります。

本事業では、専門的な知識を有する管理栄養士などの指導のもと、地元農畜産物を積極的に活用し、新鮮さや高い栄養価などの特性を生かしながら、競技に合った食事のレシピを開発するとともに、このレシピをもとに市内宿泊事業者との連携により、士別ならではの合宿選手向けオリジナルメニューを開発しようとするものです。また、開発したオリジナルメニューについては、合宿選手への提供はもとより、市民を初め、観光などで本市を訪れる方々にも提供できるよう検討を進めていく考えです。

次に、地元スキージャンプ選手の育成であります。1972年の札幌オリンピックのノルディ

ック複合競技に出場した中野秀樹選手以降には、平成元年、2年、14年の各年に全国中学校スキー大会の複合競技で優勝するなど、朝日町出身の選手が全道・全国大会で活躍していましたが、23年3月、その選手が大学卒業とともに引退したため、その後は士別出身のジャンプ選手はいない状況となっています。現在活動を休止している朝日ジャンプ少年団では、16年度以降、幾度か新聞紙上においてジャンプ少年団員の募集や小学校教員への団員募集依頼などを行っていましたが、特殊なスポーツと認識されているためか、応募者はいなかったとお聞きしていません。

また、夏期間は散水をするだけでトレーニングを行うことができますが、冬期間は降雪後の除雪や雪の踏み固めなどの整備に時間を要し、結果的にトレーニングができずに終わってしまうような場合もあるほか、合宿者が帰った後の1月以降の整備は少人数で行わなければならないため大変な苦労があること、更に、用具の購入経費、遠征費など、保護者の負担が大きいことが選手が生まれなかった原因であると考えています。

こうした中で、ジャンプ選手育成への行政の支援についての御質問ですが、お話しのとおり、将来、士別出身の選手が地元開催の大会に参加する姿や全国大会で活躍している状況が生まれることにより、市民の皆様が合宿の聖地づくりに対する一層の理解が得られるものと考えています。

したがって、現在活動を休止しているジャンプ少年団関係者らと協力し、スキー場ゲレンデにミニジャンプ台を設置し、遊びの中でジャンプの楽しさを体験する機会を設けるなど、ジャンプ少年団との協力のもと、団員確保への支援を検討してまいります。

次に、トレーニング機器及び低酸素室の活用についてお答えします。

最初に、低酸素室であります。主に合宿選手の補助トレーニングとして、高地トレーニングと同様な効果をもたらす低酸素システムを、昨年11月には翠月に、本年12月には朝日農業者トレーニングセンターに導入しました。現在のところ、低酸素室の利用については、酸素濃度の低い環境の中で体に負荷をかけることから、安全確保のためにアスリート限定で利用いただいております。

松ヶ平議員御指摘の低酸素システムを利用しない場合のランニングマシンやエアロバイクの使用については、特に問題なく御利用いただけますので、今後はテントの入り口を開放し、利用可能であることを表示した看板を設置するなど、利用の促進を図ります。また、低酸素室の市民利用については、今後、低酸素専門指導者の養成や士別翔雲高校運動部など地元の選手にも利用いただき、安全対策について実績を積みながら市民に開放する検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、トレーニング機器の老朽化についてであります。総合体育館においては最新の機器を導入しておりますが、翠月や朝日トレーニングセンターにおいては、開設当初の機器もあり操作しにくいものがございます。今後は年次的に機器を更新し、市民の身近なトレーニングルームとして整備に努めながら、市民がみずからの健康づくりを実践することでトレーニングへ

の関心を深め、各地の合宿の聖地創造事業への積極的な参加や協力を期待するものです。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 最後に、マイナンバー制度についてお伺いいたします。

このことについては、第2回定例会において制度の内容と行政の取り組みについて伺ったところではありますが、その後、10月から個人番号を知らせる通知カードの発送が始まりましたが、中央紙の報道によると、11月2日に日本郵便の速報から、全国の全世帯の6%に当たるカードが自治体に戻されたとされていますが、士別での実態はどうだったのかをまずお聞きしたいと思います。

あわせて、報道では、返送されたものの多くは、郵便書留で配達されたが、何らかの理由で自宅を長らく不在にしており、大半がポストに入った不在票が放置されているケースだということですが、同じような実態だったのでしょうか。届いていない理由はいろいろあるでしょうが、どう分析されているのかも伺いをしたいと思います。

次に、配達されず市に戻されたものの取り扱いについてであります。どう考えているのでしょうか。それぞれの市町村では、再度本人に発送するか、新たな何らかの通知を出すのか苦慮しているようですが、本市の取り組みをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、11月15日付の広報で紹介されていましたが、市民課窓口で一定期間保管してあるとありましたが、その期間とは具体的にどの程度なのかも伺ひしたいと思います。そして、その期間を過ぎた後に改めて気づき、交付を申請した場合の手続や費用はどうなるのでしょうか。教えていただきたいと思ひます。

次に、このマイナンバー制度に便乗して、個人情報の取得を行おうとする不審な電話やメール、手紙や訪問勧誘などの詐欺行為の事案が全国的に発生をしています。今後もこの種の詐欺行為が発生するおそれもありますので十分な注意喚起も必要だと思ひますが、これに関する手当ても行う必要があると思ひますので、行政の考え、取り組みをお伺ひしたいと思います。

（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本市のマイナンバー通知カードの送付状況についてであります。

士別市全体では9,707通の通知カードを、朝日郵便局では10月31日から、士別郵便局では11月7日から簡易書留で配達を開始し、11月末までに配達作業を終えています。このうちの779通、8%の通知カードが市に戻されています。この779通の内訳は、宛所不明が221通、配達の際に不在であり郵便局での保管期限内に再配達依頼や郵便局の窓口での受け取りがされなかったものが540通、カードの受け取り拒否が18通でありました。戻されたものの多くは、住民票上の住所以外の場所へ郵便物を転送する手続をとっている場合に規定により転送先に配達されない転送不要の取り扱いとされたことや、カードの必要性や重要性に関心がないこ

と、郵便局での保管期限が1週間であることが理解されていなかったことのほか、マイナンバー制度そのものに対する抵抗感から受け取りに消極的なことなどによるものと考えております。

次に、市で保管している通知カードの取り扱いについてですが、市民から問い合わせがあった場合は、窓口で本人確認を行った上で随時カードを交付しております。あわせて市のホームページや広報を通じて受け取りを呼びかけるとともに、まだ受け取っていない方には、先週、受領を促す文書を送付したほか、仕事などの都合により日中の受け取りが難しい方のために、12月14日から20日までの間、窓口の時間延長や休日窓口を開設するなどの対策を講じており、昨日の処理を終えた時点の保管数は381通まで減っている状況です。

また、国が定めている事務処理要領には、市に返戻された通知カードは3カ月程度保管するよう定められていますので、市では平成28年3月末まで保管することとし、保管期限を過ぎたものは一旦廃棄処理いたします。廃棄処理された後で再発行を希望される場合は500円の手数料を負担いただく必要があるほか、カードの発行を委任している地方公共団体情報システム機構に依頼するため、カードの受け取りまでに時間がかかることが想定されますので、保管期限内での受け取りをお願いしているところです。

次に、マイナンバー制度に便乗した詐欺についてですが、新しく始まった制度に対する不安につけ込み、マイナンバーの手続代行の話を持ちかけて、金銭や通知カード自体をだまし取ったりする事例が全国で発生しております。

広報紙でもお知らせしているところですが、市や公的機関から電話でマイナンバーを聞いたり訪問したりすることは絶対はないということが伝わるよう、関係機関と連携をとりながら、消費者被害防止ネットワークなどを通じて詐欺の手口や被害事例を紹介し注意喚起を行うとともに、制度周知に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 制度の内容を含めて、確認の意味で再質問させていただきたいと思います。

最終的に通知カードが届かない、今お聞きしたら、拒否された方が18通あったということなんですけれども、実際、市民の方がマイナンバーを知らなくて、使わなくて、行政的にその影響というものはないのでしょうか。事業所でも、ハローワークの手続なり税金の関係でマイナンバーを教えてくださいというふうに事務取り組みをしているんですけれども、拒否をされた方とか結果的に届かないという方はそういうこともできなくなりますので、そういった意味では、拒否しても市民が、私はマイナンバーありませんということにしても、実害、損害というのはないのかどうか、わかる範囲でいいんですけれどもお願いしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 再質問にお答えします。

今現在、カードの受け取り拒否をされた方は18通ということでお答えしましたけれども、そ

の後、受領を促す文書ですとか、そうした部分で、今現在については、11通まで拒否者については減っている状況であります。

それでも、現在381通の保管があるということで、この後3月まで市で保管して、随時受け取りについては対応していきますし、今、夜間の窓口だとか休日設定しますけれども、その状況を見つつ、更に減っていかないような状況にあれば、まだ3カ月、1月、2月、3月ありますので、その間においても同様の対応を状況によって考えていきたいというふうには思っています。それで、最終的に3月の時点で、通知カードを一旦、ずっと市で保管するという事にならないものですから破棄します。

それで、それ以降、実際運用する、市民の方が使う場面において、私は受け取っていないといった方についてなんですけれども、基本的には市の行政手続ですとか、あるいは今後社会保険の場面ですとか、あるいはハローワークの手続なんかでも、その番号は必要ということになってきます。市であれば、市のほうで管理している状況もありますので、一定の処理手続については省略等もそれは考えられなくもないんですけれども、例えばハローワークですとかそういった部分については必ず番号の提示を求められますので、そのとき私の番号わかりませんということにはならないんですよね。ですから、そのときには、もう一度通知カードを発行していただいた上でその番号を取得するか、あるいは住民票をとっていただければ、住民票に自分の個人番号を出すという処理もできなくはないものですから、例えばそういった方法によって緊急的にその番号を、自分の番号を取得して、そして書類的な手続をとるといったような方法もあります。

ただ、基本的には、いろいろな実際に使う場面においては、マイナンバーの番号は必要ですので、ですから、3月までの期間ではありますけれども市民には呼びかけをしまして、できる限り取得に努めてくださいということで対応をしていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再々質問になっちゃうんですけれども、確認でごめんなさい。

本人はマイナンバーは知らなくても、市の、今の話だと住基ネットになるのかな。住基ネットにはそれぞれマイナンバーは入っているという形になる。本人は知らなくても、住基ネットには既にマイナンバーというのは入るという形になるんですか。それをお願いいたします。

○副議長（谷口隆徳君） 市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 再々質問にお答えします。

住基ネット上は、既に個人の番号は入っておりまして、ですから、士別市ではありませんけれども、他の市においては、誤って住民票に記載してしまっていて交付してしまったという事例もあったと思うんですけれども、一応システム上は、住民票の書式の中に、本人が希望すれば自分の番号を表示して出せるというようなシステムが今組み込まれておりますので、そういうことになっております。

○副議長（谷口隆徳君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成27年第4回定例会に当たり、通告に従いまして、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

まず、チューブス川の整備等についてというテーマで質問させていただきます。

チューブス川は、天塩川水系の一級河川として、士別市西4条12丁目のJR宗谷線の線路の東側手前から始まり、線路の西側を駅南地区、観月地区と流れ、日甜西側を經由して剣淵川へ合流、そして本流の天塩川へと流れる水路面積10.8平方キロメートル、流路延長6.1キロメートルの河川であります。もともとの水源は、現在のゴルフ場あたりからのようであり、旧南小学校前を国道に沿って北へと流れ、大通12丁目より西へカーブし、現在の水路につながっていました。私が小学生のころには、町なかの大通りでよく釣りをしていた人がいたことを記憶しております。

昭和56年ごろまでに西3条12丁目までの暗渠化の工事が終了し、現在は弥生緑地公園にと緑地化整備されています。加えて、東丘、東山地域の雨水についても、雨水管が東広通の暗渠化された農業用水路につながっており、それが南町方面へと流れ、最終的にここにつながっているようであります。

さて、このように線路東側までは暗渠化の工事により都市計画における環境整備がされているように見受けられるところではありますが、それ以降の開渠となっている線路西側のチューブス川からに至っては、ヤブ蚊、カエル、蛇、キツネのすみかとなっているところもあり、また、ごみも散見され、環境は決して思わしくない状況であります。

チューブス川の管理は北海道であるということは理解しているところではありますが、もともとは一本の同じ川であったものが、一方では都市計画の整備が進められ、もう一方では余り手つかずの状況ということでもあります。これからでも整備の計画がないものかと思うところではありますが、当時から、何か都市計画上等の法律の制限があり、整備に至らなかった事由があるとお聞きしましたが、いま一度その詳細をお知らせいただきたいと思います。

30年ほど経過して今さらということでもありますが、線路西地区、特にチューブス川周辺に居住する市民の方にとっては単純に疑問を感じることもなので、あえてお聞きするものであります。

以上のような状況であることから、チューブス川、その周辺の環境、また、周辺道路については、さき子ども議会でも「川のごみ拾いについて」というテーマで取り上げられていましたが、厳しいものがあります。年2回の町内自治会の一斉清掃のほかに、チューブス川周辺に住むボランティア有志の方数名が自発的に道路脇の草刈り、ごみ拾いと日常的に行っています。また、ごみが捨てられないように、自費でコスモスの花等を植え整備しているところでもありますが、個人では限界があるという声が寄せられています。

現在のところ、チューブス川の草刈り作業は北海道が年1回行っているようではありますが、前述したハードの環境工事が無理であれば、せめて今以上の整備を北海道に依頼するとかパト

ロールを強化するよう、本市として柔軟な対応を望むものであります。かつて、チューブス川のごみ拾いを行っていた西小学校も閉校の方向に向かっており、寂しくなる線路西地域での声を代表いたしまして、以上までのことについて本市の御所見をお聞きして、私の最初の質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、チューブス川は主に東山地域、ゴルフ場を含む南町の一部から流れる雨水を源とし、各地域を経由して剣淵川に合流する小規模な一級河川です。

初めに、JR宗谷本線を境とした整備手法の違いについてであります。

昭和48年に建設省都市局長及び河川局長通達により、河川と下水道の管理分担区分基準が示されました。その概要は、市街地を流れる河川において、流域面積が2平方キロメートル以下は下水道の管理区分とし、その下流域については河川の管理区分とすることで、市街地を流れる小規模河川の浸水対策等を講じるための整備促進と管理区分の明確化を図ることを目的としています。

本市においてはチューブス川が該当となったため、示された基準に基づき、北海道と協議した結果、国道40号の大通西12丁目から西4条12丁目の宗谷本線鉄道橋までの延長600メートルについては、一級河川から公共下水道へと管理区分の変更を行うこととし、鉄道橋より下流については、剣淵川の水位の高低がチューブス川に著しく影響を与えることを踏まえ、従来どおり河川管理区分として整備を図ることとしました。

昭和54年に着手した公共下水道事業によるチューブス川の整備は56年度に完了し、ボックスカルバート設置による埋設後の都市空間の有効活用と地域の生活環境の向上を図るため、都市計画事業により昭和57年から60年度までの4年間で弥生緑地を整備したところです。

一方、北海道によるチューブス川の改修は、昭和47年から60年度までの14年間で、築堤、親水護岸、階段工、樋門工等の整備を実施しており、今後の整備計画の可能性について伺ったところ、新たな整備は予定していないとの回答でありました。

次に、チューブス川及び周辺環境整備についてであります。

さき子ども議会において、佐々木美緒議員から、小学校や地域のボランティアによるチューブス川のごみ拾いについての御提言もいただきました。市内全域から寄せられるさまざまな要望事項については、その都度関係機関に対し要望するとともに、その後においても協議を継続していますが、改めてチューブス川の管理者である北海道に確認したところ、パトロールについては月1回定期的に実施しており、築堤や護岸の状況、ごみの散乱等を点検しており、草刈りについては予算の関係から年1回実施しているとのことでありましたので、草の繁茂状況に応じて草刈り作業の回数を増やすことで、ごみの不法投棄や危険回避に努めていただきたいとの要請を再度行ったところです。また、地域ボランティアによる清掃活動等の取り組みの際には、協力させていただきたい旨の回答を得ています。

士別市は、北海道遺産に指定されている天塩川を初めとする160余りの河川を有しています。河川防災ステーション「めぐみ」には河川学習に必要な設備が整っており、防災訓練等の際には河川学習会を開催しています。今後においても、名寄河川事務所など関係機関と連携し、地域や学校単位で河川が担う役割の理解を深める活動を継続するなど、河川環境の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君） 今の話の中で1点だけ確認しておきたいんですが、繰り返しになりますけれども、弥生緑地公園、そしてその先の灌漑溝を中心としたところ、非常に水の噴水場、またそして南中学校に至ってはきれいな環境整備をされて、そして下のほうでは弥生緑地ということで非常に整備されております。

これも同じ市民として、一方ではそういった環境整備されて、そういう制度上、河川管理区分、分担基準という詳しいお話がありましたけれども、そういった中で、できないということではありますけれども、ただ、南中学校近辺でも、そういう整備をしたことによって、新たに住宅が建っているだとか、そういった同じ市民として、均衡のとれた都市計画におけるまちづくりということを本市としても念頭に置いていただきながら、今後西地域ということも考えていただきたいということを重ねて要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

（登壇） 2点目は、空き家対策に関してであります。

本年5月、防災や衛生面などで地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消に向け、空き家対策特別措置法が全面施行されました。以来6カ月を経過して、全国各地でその対策が動き出しているところであります。

士別市内でも、気のせいかもしれませんが今年度は建物の解体工事が多く見受けられる気がいたします。既存の道路法及び消防法、建築基準法上では対応できなかった老朽化した特定空き家に対して、各自治体で進めてきた取り組みにも限界があるため、それを国がこの法整備にて後押しするものであります。

本市におきましても、この空き家対策特別措置法を運用するため、その事前準備として、地域担当職員による空き家実態調査を行っているところではあります。まずはその調査で現時点での空き家数の実態はどうだったのでしょうか。その数値等をお知らせいただきたいと思っております。

また、本年6月の第2回定例会、井上議員の答弁の中で、この特別措置法を運用していくためには、基礎資料の分析等相当の時間を要すると答弁をいただいておりますが、それはどのような点がネックとなって相当な時間を要するのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

空き家の実態調査等は昨年も行っているところであり、基礎データはある程度でき上がっていると思っておりますが、本市だけが他市と違う何か特別な要素があるのでしょうか。奈良市のように、特措法の施行を踏まえ、水道利用の有無や固定資産税の情報をもとに抽出した調査対象

4,000から5,000件程度を契約した委託業者に、8月から4カ月程度でリスト化させるよう依頼し、本年度中に一気に空き家対策計画の策定を目指すとしている自治体もあります。

いずれにしても、特措法における空き家対策計画または空き家条例については、今まで議会で何回も取り上げられているところではありますが、計画、条例を策定するだけでも、それだけで抑止効果は十分あると考えますので、今後の本市のスムーズな対応に期待したいと思います。

次に、空き家・空き地バンクについて、実効性のある運用をするためにはというテーマにつきまして何点かお聞きしていきたいと思います。

まず、この空き家・空き地バンクの目的について確認しておきたいのですが、パンフレット等によると次のように記されています。「空き家と空き地情報を集めて広く市民の皆さんに提供することによって、空き家と空き地を次世代に円滑に引き継ぎ住環境を守り、そして2地域居住用住宅、居住者向け住宅、移住者向け住宅、合宿の宿泊施設などへの活用の可能性も大きく、地域の活性化を図るために士別市空き家・空き地バンクを設立した」とあります。いろいろと書いてありますが、つまりこの制度は空き家になる前の対策、空き家をつくらないための制度であると思います。10月から士別市のホームページで始まったこのバンク制度、11月末現在、5件程度の空き家登録があるようです。

そこでお聞きしたいのですが、今後登録を更に充実していくために、さきの地域担当職員による空き家実態調査で得た情報をどのようにしてバンク制度に結びつけていくのか、重ねて説明していただきたいと思います。

次に、実効性のある運用にするためにということで、次のようにバンク制度の問題点をまとめてみました。

①購入等に際し、現地案内は市職員が対応して、ある程度契約にかかわっているにもかかわらず、契約に関する一切のトラブルは当事者間で解決するものとしていますが、本市がそこで免責される明確な法的根拠が果たしてあるのかどうか。

②物件登録が適当でないと判断し登録を否決した場合、相応な資産を所有していると思っ
ている所有者とトラブルにならないのか。

③本来、物件案内等は不動産業者の仕事であって、業務が多忙な、しかも有資格者でない市職員が行って問題がないのかという以上の点が挙げられます。

このような問題点を解決するためには、本市では今のところ媒介業者に依頼するよう助言するとありますが、媒介業者をつけることを原則と改めてはどうでしょうか。

空き家バンクは各地の自治体で設立されていますが、多くは契約を当事者間で直接交渉しているため、契約が進まないのが一般的であります。先進地では物件の契約までを地域の宅建業者と連携して行うことで、トラブルを避けながら円滑な運用を進めているのが実態です。また、物件登録の可否のトラブルについても、宅建業者を関与させることで回避されます。宅地建物取引業法第34条の2では、宅建業者が不動産の媒介価格について意見を述べるときは、その根

抛を明示しなければならない旨が義務づけられており、直近の近隣の売買事例、また価格査定マニュアル等によって売買価格の査定を導き出すため、問題が起きる余地は出てこないところでもあります。

以上のようなことから、本市でも媒介業者、不動産業者の協力を原則とすることで、より技術性が高まり、この空き家・空き地バンクの運用がより実効性のあるものと考えるところであります。これまでのことについて本市の見解をお聞きしたいと思います。

最後に、旭川宅建協会主体で運用しているIRI旭川という不動産広告媒体があります。今のところ、本市のバンク登録5件もこのIRI旭川の写しのようにあります。今後の展開として、固定資産税の納税情報等、本市独自の情報をもとに、士別市空き家・空き地バンクがよりオリジナル性を発揮して、IRI旭川の丸写しとならないことを期待いたしまして、私の2点目の質問とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市における空き家の実態についてであります。

地域担当職員が自治会の協力のもとに空き家について調査した結果、現在、333戸が空き家となっている現状にあります。また、屋根及び外壁の状態や著しい傾斜など一定の目安に実施した目視調査による家屋の状況としては、現状のまま使用することが可能と思われる物件が88戸で全体の26%、以下、小規模改修を必要とするものが89戸で27%、大規模改修を必要とするものが82戸で25%、解体相当と思われるものが74戸で全体の22%という状況にあります。

次に、基礎資料の分析など相当の時間を要することについて、どのような点がネックとなっているのかとのことについてであります。

谷議員お話しの本年第2回定例会、井上議員の一般質問の答弁において、特別措置法を運用する場合には調査結果の分析などに相当の時間を要すると答弁していますが、この答弁の前段には、国が示した特措法のガイドラインに関し答えており、そこでは放置することができない状態の空き家を特定空き家として認定し、所有者に対し、指導、勧告、命令を実施し、改善されない場合は行政代執行までの措置を講じることができるなどその概要を述べています。更に、特定空き家と認定された場合、住宅用地の特例による税の軽減措置の適用除外となること、また、行政代執行による解体費用が回収できないなどのリスクが生じる可能性もあることを答えた上で、次のように答弁をしています。「特措法を運用する場合、個人の財産である空き家の取り扱いについては、基礎資料に基づき、放置しておく危険とみなされる空き家の実態を把握するとともに、将来の空き家戸数の予測を行うことが重要であり、また、所有者の意向確認を必要とすることから、基礎資料の分析などに相当の時間を要することとあわせて、こうした取り組みは市民の共通理解のもとに進めることが何よりも重要であり、市民に対する十分な説明など、特別措置法による対応は慎重に取り扱う必要があるため、当面は建築基準法、道路法、消防法など個別の法律による対応を進める」と結んでいます。

したがいまして、基礎資料を分析する上で何かがネックとなり相当の時間を要するのではなく、このたびの空き家対策特別措置法は、個人の所有する空き家住宅など財産について極めて慎重な判断と強制執行権が市町村に与えられたため、より慎重に分析した上で特措法を全面適用すべきか否かについて、一定の考え方を持って市民に説明し協議に臨む必要があるとの思いから、相当の時間を要すると答弁をした次第ですので御理解いただきたいと存じます。また、ただいま申し上げたとおり、特別措置法の性格から、抑止効果を目的に安易に計画を策定し条例化を図るべきではないと判断をしています。

次に、空き家実態調査の取り組みの他市との違いについてであります。

奈良市の事例を御紹介いただきました。奈良市では、空き家対策に取り組む基礎データを作成するに当たり、不動産、建築事業に精通した民間事業者の企画提案による公募型プロポーザル方式により業者を選定し、リスト化を図ったとのことであります。

道内においても、外部委託や臨時的任用職員を雇用するなど調査方法はさまざまありますが、本市取り組みの特徴は、地域担当職員制度を活用し調査を実施したことにあると思います。地域担当職員が行った取り組みとして、昨年度は市内の空き家実態を把握するため、担当地域内の空き家と思われる家屋の概数調査を実施しました。本年5月に特別措置法が施行され、空き家対策に係る固定資産税情報の活用が可能となったため、税務担当部署との協議を初め、調査様式や項目についての検討を進め、7月中旬から調査を開始したところです。

第1次調査としては、昨年の概数調査の結果を再度確認した上で空き家戸数を確定し、その後の第2次調査では、固定資産税情報を活用し、建物、敷地面積、建築年、構造を初め所有者の意向調査までを実施し、一定の調査が終了したものから個別データ化する作業を進めており、その進捗は現在約7割程度となっています。

地域担当職員制度は、平成22年度から取り組みを進めており、各種調査や地域政策懇談会の開催など地域とのかかわりが深い職員が担当したことで、意向調査など具体的な聞き取りについても円滑に進んでいる状況です。また、本年度開催した地域政策懇談会では、一部の地域からは空き家・空き地が地域に与えている影響や有効活用を図るための手法についての御意見もあったと報告されており、空き家対策が地域の課題として問題意識を共有できたことは大きな成果であると捉えています。

次に、空き家実態調査の成果とバンク制度との関連性についてであります。

このたびの空き家バンクをより効果的な制度とするための調査結果の反映方法については、士別市空き家・空き地バンク設置規則第4条に定めてあるとおり、調査資料をもとに使用が可能と思われる物件を保有し、売りたいまたは貸したい旨の意向を示している所有者に対しては個別に登録を呼びかけるなど、より多くの情報を発信することとしています。また、地域自治会との連携を継続することで、調査後の情報についてもその都度把握することなど、効果的な制度となるよう努めてまいります。

次に、バンク制度の問題点について何点か御指摘がありました。

まず、現地案内に市の職員がかかわることについてであります。ここで想定をしておりますのは、例えば媒介業者をつけていない登録者が市内に居住していないなどの場合に現地を確認したい旨の依頼があったときには、現地までの概観の案内のみを実施すること、その後は所有者と購入希望者との連絡調整に限って行うことを想定をしています。

次に、登録を否決した場合の所有者とのトラブルについては、登録を希望する所有者には設置規則に基づく良好な管理状態にあるものなど、バンク登録条件の詳細について事前に十分に説明をし、御理解をいただいた上で審査し、登録の可否を決定することとしています。また、有資格者でない市職員が交渉、契約など不動産業務にはかかわることなく物件案内のみを行うことについては、バンク設置者としての業務の範囲と捉えており、法的な問題や契約上のトラブルなどの心配はないものと考えています。

次に、媒介業者をつけることを原則と改めてはとの御提言についてであります。

現在、バンクの登録要件として媒介業者に依頼することを原則とはしておりません。その理由としては、所有者と購入希望者、つまり当事者間で交渉、契約を進めることは法的にも問題がないことを踏まえ、公共事業者である士別市が政策の一環として取り組みを進める空き家・空き地バンクの登録条件を検討した結果であります。

このため、設置規則第9条では「交渉及び売買又は賃貸借に関する契約は、協力事業所、不動産業が行うよう努めるもの」としており、登録希望者には交渉、契約事務などが円滑に進むよう、専門資格を有する不動産業者に媒介を依頼することを勧めてはいますが、原則化を図ることについては検討しておりません。

次に、ホームページのオリジナル性についてであります。

谷議員お話しの旭川地域の不動産情報を提供しているIRIでは、旭川を初め、稚内、留萌、富良野といった道北地域の事業所が加盟しており、本市の事業所も6社が加盟しています。士別市空き家・空き地バンクを開設するに当たり、先進都市のバンク情報を参考に、市内の関係事業者に指導を仰ぎながら検討を進めてまいりました。

バンクを利用する利用者の皆さんが知りたい情報というのは、築年数、間取り、面積など限られるため類似した内容になりがちですが、利用者に対する効果的な情報提供を検討した結果であると捉えています。

そこで、本市ホームページのオリジナル性についてであります。

1点目には、民間と本市バンクとの重複掲載を認めていることで、より広い情報提供に努めていること、2点目に、本市が政策的に実施している新築、改修工事の補助金情報、士別市短期移住体験情報など、関連する本市の情報提供を行っていること、3点目には、この制度の趣旨に賛同をいただいた建設業、不動産業、金融機関など約30社について、市内協力事業所として紹介をしていること、以上の3点と認識をしており、このように登録者、購入希望者双方に効果的な情報の提供に努めることで、住宅の流通を促進し、あわせて、ここで発生する媒介事務や改修工事などが地域活性化につながることを期待しています。

本市空き家対策は、まずは空き家をつくらない、空き家となった場合の流通促進を図ることを念頭に、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた農業・合宿・移住対策など、本市まちづくりと連携した実効性高い制度の運用を目指し、鋭意取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君） 再質問ではないんですけれども、また要望ということでお話ししたいんですが、今、自分が提案した部分がことごとく否決されたような思いではいるんですけれども、なぜ取り上げるかという、自分が業者として事前に話し合った中身と若干違った答えが出てきたなというところで後半部分は聞いたところであります。事前の段階であらかじめ進んだところが、発足段階になって若干変わったという点について、後半部分はお聞きしたところであります。そして、前半部分のネック云々ということに関しましては、当然私も第2回の定例会の答弁書を十数回読み直しています。

重ねて提案ということでありますけれども、私自身としては、そういった空き家条例、また特措法に関する空き家対策計画というのは、できるだけ早く策定することによって、抑止効果は十分あるということをもっと更に熱望しまして、スムーズな展開、スムーズな対応をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時26分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。13番 国忠崇史議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、自衛隊員のリスク増大と募集活動について取り上げます。

2カ月前の9月19日未明に、国会でいわゆる安保法案が成立しました。これは新法の国際平和支援法と既存の自衛隊法など10の法律を一括改正した平和安全法制整備法等に分けられます。これらの成立により、自衛隊員が文字どおり世界中を集団的自衛権行使や後方支援等の大義名分で駆け回ることも可能となったわけです。これまで軽武装で取り組んでいた国連PKO活動とは質的に全く違うし、国連決議のないまま、イラク戦争中に多国籍軍と歩調を合わせて行った復興人道支援とすら異なり、これからは重武装での活動も想定されてきます。

私は、この安保法が憲法解釈の変更という残念な手段を使って成立したことも大変遺憾いたしますが、もう一つ、自衛隊員の実際の立場や取り扱いについては、もっと心配するもので

す。後方支援だから戦闘に巻き込まれないというようなことを政府は言っていますが、もしも捕虜になったら、戦闘員でないから捕虜としてジュネーブ条約上の相応な扱いが受けられないことや、間違っただけで女性や子供などを銃撃して死に至らしめた場合、最悪は殺人罪に問われかねないことなどです。そういったことが心配なのであります。

まさにこういった事態となって、自衛隊員が戦死したりするリスクは格段に高まったと思われませんが、まずこの点の認識について伺うものです。

次に、角度を変えてお尋ねします。

例えば18歳で陸上自衛隊に入隊し、今55歳になった自衛官がおられるとします。彼の在職37年の間に、自衛隊の役割は大きく広がりました。1980年代までは、日本の国土から一歩も出ない全くの専守防衛でしたが、90年代にはPKOによる海外派遣へ、そして2003年からはイラク特別措置法などによる戦地派遣、ただし、非戦闘区域とされていました。そして更に、今回の集団的自衛権行使による戦死の可能性と、いわば労働条件がこの40年近くの間でどんどん変わってしまいました。このことは、もし民間企業であれば、労働法で禁じられている労働条件の不利益変更該当する事案に当たるのではないかと思います。

自衛官として入隊するときに行う宣誓や職務内容については、むしろ再契約すべしと考えますが、コメントをいただけますでしょうか。

さて、次に、自衛官募集、自衛官リクルートの問題を取り上げます。

防衛省と自衛隊旭川地区協力本部による中学3年生と高校3年生とに関する住民基本台帳名簿の提供依頼は、これまで本市に対しても行われたことがあるのでしょうか。そして、本市はこれまでいかに対応してきたのかをお知らせください。

実は、中学3年生、すなわち15歳の生徒を自衛隊にリクルートすることについては、つい10年ほど前から法的根拠がなくなり、原則として不可能になりました。陸上自衛隊は高校在学年齢に相当する専門学校である陸自高等工科学校を持っています。旧来、この工科学校の在學生は、15歳から17歳にして既に自衛官の身分でありました。ところが、世界的に少年兵や子供ゲリラなどを規制する機運が高まり、国際法では18歳以下の児童・生徒を戦闘行為に参加させたり、軍隊や準軍隊組織へリクルートすることを禁止しているため、日本政府も2003年ごろからの有事法制整備に伴って、この陸自工科学校生徒を自衛官の身分から外して、単に生徒とすることに変更したわけです。そして、陸自工科学校生が単に生徒となってしまったことから、自衛隊法第97条に基づく自衛官募集のための住民基本情報の提供依頼が自治体に対してできなくなり、この時点から一般的な行政機関が行える住民基本台帳の閲覧のみで対応しなければならなくなりました。

さて、今、私が言った事実は、本市として把握していたのでしょうか。この点をお答え願います。

私がこういうことを申しますのも、実はこのたび新潟市において、情報公開により自衛隊新潟地区協力本部から従前どおり住民基本台帳の提供依頼がなされていたことが判明し、民主党

の阿部知子衆議院議員が何度か国会に質問主意書を出し、新潟市の情報公開処理を証拠として防衛省側の回答に間違いがあることを指摘しました。そこで防衛省は急いで全国を調査し、旭川を含む幾つかの協力本部では、従前どおり中学3年生の名簿提供を市町村に求めていたことが判明し、そして防衛省の指示により、各協力本部が該当する各自治体に謝罪に回ったとのこと。この件、本市についてはどうだったのかもお知らせください。

さて、この事案を考えるに、国の機関も法の運用を間違える可能性があるという教訓が引き出せます。そして、その間違った運用に基づいて協力を要請された市町村も漫然と対応する可能性がある、そういった反省が導き出せると思います。市民を守るべき自治体としては、根拠となる法体系や武力紛争に関する国際法、人道法への理解がないと、市民を危険な軍事協力活動に漫然と従事させてしまう可能性ができてしまいます。

冒頭に申し上げた自衛隊員のリスク問題とあわせ、本市はこの際、自衛隊への協力活動については、法的な根拠をいま一度洗い出し、特にリクルート活動への協力については慎重に慎重を期して、安保法制によって増大したリスクについて自衛隊側にもきちんと説明を求め、また、市として説明することも必要だと思います。

思えば、戦前、戦中、自治体が軍務の最前線となる兵事課をそれぞれ設置して、軍隊からの召集令状、いわゆる赤紙を配ったわけで、その反省も含めて、この問題を一度考える必要があります。この点、ぜひお答えいただきたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに私から、安全保障関連法成立に伴う自衛隊員のリスク増大と入隊後の労働条件変更に伴う再契約の考え方について答弁申し上げ、住民基本台帳名簿の情報提供とその法的根拠については市民部長から答弁申し上げます。

戦後、日本の安保政策の歴史的な転換とも言えるべき安全保障関連法案は憲法学者や学生などをも巻き込み全国的な抗議活動が行われるなど、国論を二分する議論の末、本年9月19日に成立しました。

政府は、国際紛争に当たっている外国軍隊の後方支援を目的に、自衛隊の海外派遣を可能にすることや、存立危機事態において集団的自衛権の行使を認めるなど、国際社会の中で、世界平和により貢献を果たすためとしていますが、今なお反対論も根強い中、国には引き続き国民に法案の意義を説明し、理解を得る努力を求めます。

そこで、国会での法案審議の過程では、自衛隊の海外派遣でのリスクが一つの論点となりました。さまざまな状況を想定し議論されましたが、多くの国民や自衛官の家族からは不安や疑問の声が上がったところでもあります。

安倍首相は、「自衛隊員の使命は国民の命と平和な暮らしを守ることであり、国民のリスクを下げることだ。このため、自衛隊員の任務はこれまでも常にリスクを伴うものだ。平和安全法制の整備によって新たに付与される任務にも、これまで同様リスクがある。今後も、法制、

教育訓練、実際の派遣に至るあらゆる面でリスク低減の取り組みを行う」と述べていますので、自衛隊員の安全確保には万全を期することを強く望みます。

また、自衛隊の活動内容は、ここ十数年の間に自衛隊関連法案が何度か改正され変化していることは事実であります。自衛隊員の身分は特別国家公務員であり、我が国の平和を守り、安全を保つという任務を全うするため、日々の活動に尽力されているところです。時代や社会の変化に伴い労働環境の変化は当然生じるものであります。公務員は国民全体の奉仕者としての自覚を持ち、責務を全うすることこそが国民から求められているものと考えます。

自衛隊は国防のほか、災害救助や復興活動など人道支援とともに地域においてもイベントへの参加・協力などで多大な貢献を果たしていることから、近隣自治体として募集事務を含め、規定の範囲内で最大限協力し、信頼関係を築いていくことが必要です。

一方で、自衛隊員はみずからの意思で国防に携わることを職業として選択し、使命を自覚されているものと考えますが、その崇高な意思を尊重するとともに、世界各地で紛争が発生し緊張が高まっている情勢の中、旭川陸上自衛隊や名寄駐屯地との情報交換を密にし、自衛隊員の安全が確立されるよう働きかけてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） 私から、住民基本台帳名簿の情報提供と、その法的根拠についてお答えいたします。

自衛隊旭川地方協力本部からの住民基本台帳名簿の提供依頼については以前から行われており、本市における情報提供については、個人情報保護法の趣旨を踏まえた中で、自衛官等の募集対象者、防衛大学の学生や陸上自衛隊高等工科学校の生徒などの募集対象者、いずれも住民基本台帳法第11条第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する方法によりとり行っています。

閲覧の請求に当たっては、対象者の範囲や利用目的が明らかにされており、入手した募集対象者の情報については、個人情報保護関連法令により適正に管理することなど、誓約書を提出の上で閲覧を行っています。また、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況については、少なくとも年1回、請求機関の名称や請求事由等を公表することとされており、本市においてもその状況を毎年5月に、庁舎前の掲示板や庁舎1階の情報公開コーナーにおいて公表しているところです。

自衛官等の募集のために必要となる住所、氏名、年齢、性別など、募集対象者の情報に関する資料については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市町村の長に対して提出を求めることができるとされています。

しかし、平成12年5月、18歳未満の未成年者が敵対行為に直接参加しないことなどを盛り込んだ武力紛争における児童の権利に関する条約の選択協議書が国連総会で採択され、我が国においても16年に国会での承認が行われました。これに基づき、陸上自衛隊高等工科学校生徒の

身分は22年に自衛官から生徒に改められたものでありますが、他の自治体や自衛隊地方協力本部においては、法改正や事務次官通達についての解釈や取り扱いが適切でない事例もあり、地方議会等で問題視されて、一部の自治体では、それまでの名簿提出方式から閲覧方式に切りかえるなど見直しが行われました。

本市においては、自衛官等の募集対象者の情報提供に関しては、名簿の提出にはよらず、従来から住民基本台帳法に基づく閲覧方式により取り扱ってきたことから、新潟市における対象者名簿の提供依頼が判明した際においては特段の対応はなかったところです。

自衛官募集事務は、国民の生命と財産を守る重要な任務を担う人材を確保するため、地域の情報を的確に把握している都道府県や市町村が法定受託事務として一部を担っています。しかし、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化している中であって、防衛大学の学生や陸上自衛隊高等工科学校の生徒などの募集に際して、自衛隊の役割や活動内容等について説明を行うことは当然必要であるものと考えており、募集事務を所管する自衛隊地方協力本部に対して、十分な説明を尽くすよう要請してまいります。

また、安保法案やマイナンバー制度により、自衛隊や個人情報保護についての関心が一層高まったところでもあり、自衛官等の募集事務に限らず、常に法的根拠には万全を期して行政執行に当たってまいり所存です。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） まず、市長と市民部長から答弁をいただきましたけれども、市長におかれては、私、今壇上で最後のほうに言いましたけれども、やっぱり戦前の行政というか、一番軍務の最前線を担って、それこそ役場の人が赤紙を配るという状況ではない形で、自衛隊に関する募集協力だとか、そういうことも戦前と同じようなことは繰り返さないんだという、ぜひお言葉が聞きたいなと思っていたんですよね。

必ずしもそういう答弁ではなかったですけども、とにかく自衛官のリスクは増した部分があるので、その辺の安全については、しっかりと説明を求めるといふことでよろしいですよ。

市民部長のほうについて答弁なんですけれども、一つお聞きしたいのは、今るるおっしゃった国際条約で、18歳未満の子供を軍事組織や準軍事組織に加わらせてはならないんだというふうに変ったので、中学3年生の募集業務も基本的にはできないんだという、その認識がその時点であったのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしいですか。

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 高等工科学学生の身分の変更について、これは国の採択のあった以降、22年から変更されたといったようなことでありまして、閲覧自体、自衛隊協力会のほうから閲覧の申請があつて、市はずっとそういうことで対応してきたわけなんですけれども、その閲覧自体については、それは法令の定める事務に該当するということで、そのもの自体は拒否するだとか、そういうことはちょっとできないものですから、中学生の部分に対しても、閲覧につ

いては、紙の提出ではなくて、あくまでも閲覧という形で書き写して、協力本部のほうで見ていったというようなことでありまして、その時点で、中学生が身分が変わったから考え方が変わったということではなくて、もともとが提出じゃなくて閲覧という形で市はずっと対応していたという、そういう考えでありました。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 次に、市街地の均衡とれた発展のためにと題して、いわゆる西地区、すなわち観月、駅南自治会区域のまちづくりのあり方について幾つか質問します。

まず、士別西小学校の存廃論議に関してですが、新耐震基準による建てかえを断念し、ある意味、閉校も視野に西小学校の保護者と教育委員会とがこれまで話し合ったのは、計何回になるでしょうか。また、そのたびの出席人数についてだんだん減ってきているとはお聞きいたしていますが、実際のところどうなのか、この際お聞きします。

さて、今のこの状態は、西小学校の存廃を別としても、非常にまずい傾向ではないかと憂慮するものです。なぜならば、西地区に住まうことに対して、一種の諦めのようなものが生まれかねないからです。小学校存廃問題を通して、むしろまちづくりへの機運が生まれてくるぐらいでない、将来は厳しいのではないのでしょうか。

実は、西小学校も1970年代に生まれた、いわゆる団塊ジュニア世代の児童が増加することを見込んでつくられたと聞いていますし、市が住民の長年の悲願とまで言う西広通の計画の発端もこの70年代末と聞いています。この時代には、西地区の人口、中でも子育て世帯の人口が増える見積もりをしていたのではないのでしょうか。ちなみに、同僚議員の渡辺英次議員もこの西小学校の7期生と聞いておりますし、きょう傍聴に来ております私の父も、西小学校ができたときの教員をしていました。

本市としては、当時はどんな計画を持っていたのでしょうか。まさか、最初から西小学校は40年間限定で設置と考えていたわけではないでしょうかから、ある程度の計画はあったと考えるのが自然です。もしくはスーパーみしま西店など大型店の閉鎖などによって、都市計画に大きな狂いが出たという理解でいいのでしょうか。この点の認識もお尋ねします。

次なる指摘です。近年、観月保育所が長年の歴史を終わらせ、また西小学校が存廃に揺れている一方で、市営の西団地は全3棟が完成し、くだんの西広通は当初の片側2車線計画から片側1車線へと計画変更されたり、国の補助年度が当初予定よりおくれることとなったり、紆余曲折はあったものの、来年度完成予定とのこととです。

私は以前、真っすぐで広い道路をつくり過ぎることで交通死亡事故のリスクが増えるという観点から、西広通にはいま一つ賛成できかねると申し上げたことがあります。今はそのことは保留するとしても、この再開発・再整備のちぐはぐさとか、都市計画として失敗とまでは言わないまでも、中途半端な状態をどうするのか大変心配しております。

西地区では、市営西団地南側に新築住宅も今できてきてはおりますが、一概に民間の分譲地もなかなか売れない状況だと聞いております。西団地や西広通の整備をもって、人口減への決

定的歯どめとできるのかどうかはもちろん疑問ですが、ただ、企業や事業所の誘致という手もあるわけです。その点では、例えば宅配便大手のヤマト運輸が西小学校の斜め向かいへ最近移転したのは、少しはよいニュースなのかもしれません。そうだとすると、今後は歩行者への危険性が指摘されている11丁目の踏切付近ではなく、むしろこれから完成する西広通沿線への企業誘致活動なども必要になるのではと思考する次第ではありますが、この点はいかがでしょうか。

最後に、結論的に申し上げます。市のやるべきこととしては、西地区に住み続ける市民を全力で応援すべきだし、住み続けようという機運の醸成に努めるべきでしょう。すなわち剣淵川ゲートボール場、西広通、西団地、市内バス東西回り循環線運行、そういった社会資本の価値を最大化できるように、またその価値を住民が最大限に享受できるように支援する責務があるものと考えます。その点では、午前中、谷守議員より指摘のあったチューブス川河畔の整備もその中に入ると思います。更に、市立病院や大型店舗から遠いんだと、そうおっしゃる高齢者の利便についても、切実なものとして一緒に考えるべきでありましょう。

とにかく大切なことは、小学校存廃論議をそれだけに終わらせず、持続可能なまちづくりに接続していく地道な意思だと考える次第ですが、この点はどのような所見であるかをお伺いするものです。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、西小学校の統合に関する保護者への説明会の回数についてであります。昨年度は12月と2月の2回、本年度は9月から10月にかけて3回開催し、合計5回の説明会を開催したところであります。出席人数については、昨年度開催2回の合計で84人、本年度は3回の合計で25人でありました。

次に、西小学校開校の経緯についてであります。

昭和50年当時、市街地においては人口が増加傾向にあり、士別小学校と士別南小学校に通学する児童数が増えたことで、学校施設が狭隘化しておりました。加えて、51年には士別高等学校が南士別町に移転したこともあり、市内西地区に小学校建設を望む声が高まったことから、昭和53年に市街地3番目の小学校として開校したものであります。

次に、西地区の都市計画事業における整備計画についてであります。

初めに、西地区の変遷についてであります。市内西地区は本市基幹産業である農業を初め、日本甜菜製糖士別工場や乳製品、でん粉、木材関係の工場などの繁栄のもとに発展を遂げてまいりました。昭和34年には、都市の計画的かつ健全な発展を目指すことを目的に、士別都市計画用途地域を指定し、その後の改定を経て、現在の用途地域を指定しております。

そこで、現在の西地区における用途地域の指定状況と地域の現状についてであります。国道239号から道道西風連士別線の周辺にかけた西地区の中心部は、住居系用途地域に指定したことにより、商工団地や西団地などの住宅地の形成が進んできました。また、工業系用途地域には、北部と南部を指定することで、日本甜菜製糖士別工場や工業団地など、都市計画法で定

めた用途規制に沿ったものとなっております。

しかしながら、JR宗谷本線や剣淵川及びチューブス川を境に地域が分断されていることや、道路と宅地の高低差など地形的に不利な条件もあったことから、当時の建設水道部職員が研究グループとして駅西地区の発展を考える会を発足し、駅南、観月地区を中心にアンケートを実施した結果、自然が多く住みやすい地域との回答があった一方、道路、下水道など環境の整備を望む声が多い結果となりました。

こうした調査内容を反映し、平成10年度には、駅西地区生活環境整備計画を策定し、翌11年度から18年度にかけて住宅地の伸通りを舗装するなど、市道15路線の整備を初め、上下水道、児童公園の整備など社会資本の整備を精力的に実施することで生活環境の向上に努めてまいりました。

こうした取り組みもあり、21年度に実施した市営西団地の建てかえ整備に関する入居者アンケートの結果では、約60%の方が現地での居住を希望する旨の回答があったため、36戸の現地建てかえを実施したものであります。また、閉店から9年が経過した大型店舗については、西団地の建てかえ時から再開のめどについて打診をしているところでありますが、現時点においては前向きな回答を得るに至っておりません。

次に、現在の西地区の特徴としては、本市唯一の運動公園であるふどう公園を中心としたスポーツ合宿の拠点であることはもちろんのこと、健康増進施設として多くの市民でにぎわうふどうパークゴルフ場、更に本市最大の観光スポットである羊と雲の丘観光施設など、豊かな自然環境のもとに多面的な機能を有する地域であると認識をしております。

現在のところ新たな事業進出等の情報はありますが、まずは西広通の完成に向けた取り組みを進め、完成後は国道239号と道道剣淵原野士別線が接続し交通アクセスが向上するため、循環バス路線の見直しについても考えていかなければなりません。

今後においては、歩行者の安全の確保を図る名越通り踏切の拡幅改良など生活環境の充実に向けた取り組みを進めながら、お話のありました西地区に住まうことに対して諦めというようなことが決してないように、持続可能なまちづくりにもつなげてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） まず1点、おわびなんですけれども、剣淵川パークゴルフ場と言うところを、剣淵川ゲートボール場と間違ってしまうので、訂正します。

今の相山副市長の答弁への再質問なんですけれども、やっぱり社会資本があるからそこに住み続けられるというのが一つあると思います。それで、比較に出して恐縮なんですけれども、多寄ですね、ここ数年、多寄医院、日向温泉、菜園つき公営住宅、それから小・中学校、グラウンドとか共有する形でつくりました。そういうふうには、ある程度社会資本が整備されたら、有名なフレーズなんですけれども、離農しても離村しない、そこに住み続けることができるということですよ。いろいろ多寄と西地区を簡単に比べるわけにいかないと思うんですけれども、

多寄はそういうインフラへの地元住民の要求というのがまとまりやすいとか、いろいろあったとは思いますが、やっぱり多寄と比べたら、西地区は何がアドバンテージか、何が有利かと考えたら、企業誘致ができるというのがありますよね。もともと、名前を出しますと、昭和木材だとか、アサノコンクリートですか、というような事業所もかなりあった。日甜もちろんあると。そんな中で、私は、そうやって道路をつくるのであれば、やっぱり企業、事業所もこっち側に来ませんかと言うのが市のアクションとしては当然のことだと思うんですが、西広通というのは、その沿線は個人の土地であって企業誘致はできないということなんですか。そこら辺、お答え願います。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、西広通の沿線というのは、企業誘致ができないというわけでは決してございません。私どもも、企業誘致ということについては常日ごろ情報をとりながら、どういう企業がこちらに対して目を向けているのかといったこともいろいろ情報をとっております。

その中で、相談をさせていただくこともあるわけではありますが、水利権の問題ですとか、その立地の条件、いろいろな条件がございますので合わないだとかという中で、先ほども申しましたけれども、なかなか実現には結びつかないという面がございます。これは全国的に、各地方自治体、競って企業誘致というのをやっております。我々はその中にあっても、やっぱり日ごろからしっかりと情報をとって努力をしなきゃならんだろうということで、それは続けてまいります。

お答えといたしましては、あの沿線にはいろいろと住宅がありますので、環境的によくないといえますか、いろいろなことが、例えば煙が出るだとかいったような企業を誘致することにはならないでしょうけれども、基本的には、競馬場の跡地などもありますし、誘致が可能な場所だというふうには考えております。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） すみません、再々質問になりますけれども、そうであれば、西広通沿いに企業誘致も可能であるのであれば、それはやっぱり今ちょっと完成がおくれてはいますけれども、当初の予定では今年ぐらいにできる予定だったわけですね。だから、早いうちに手を打ってやっていけば、別に今、宅配便業者、あそこ、名超踏切のすぐそばにありますけれども、たまたまあれはそこに土地があったから、その事業者さんの意向で移ったと思うんですが、ただ一方、よく考えてみたら、あの踏切は危険だから、今、西小学校の論議の中でも、バスを運行するとか何とかと言っているんですよね。宅配便さんが来ることで、踏切の交通量が増えますよね、トラックだとかね。だから、私がちぐはぐと言っているのは、そこら辺なんですよね。やはり、早いうちにいろいろな事業者に、西広通ができますから、どうぞこっちに来ませんか。西広通も南のほうへ行くと、トラクター、農器具の会社だとかありますけれども、それこそ踏切の近くに外資系の日本ニューホランドですか、というトラクターの会社に来ましたよね。だから、やっぱり市の意向としては、西地区を盛りたてるためには、こういう道路建

設だとかをいいチャンスとして、ぜひ事業所はその道路隣接地に門を構えてくださいというのが常道ではないかということを上申しているんですね。

やっぱり、そういうところで、今、教育委員会と保護者が向かい合って、いろいろ打開できないところを、市の一般行政がそこに打開していくというような強い意思がないと、この問題は難しいんじゃないかと思っているので、ぜひそのことを肝に銘じていただきたいと思うんですけれども、コメントをいただけますか。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今のお話の中で、西広通ができてからということではなくて、そういった状況はわかっているんだから早目に手を打てということだと思いますけれども、一般的なことでちょっと申し上げさせていただきますと、市街地では用途地域がかぶっていて、いろいろ実際には道路がないところは都市計画道路の計画地域であって、そこには何もできないだとかいったことがありますので、私どもは将来的なビジョンを描く中で、早目、早目にそういった課題があるようなところについては変更していこうといったようなことは常に考えながらやっております。今のお話にございましたいろいろな西地区も含めて、早目に手の打てるところはしっかりと情報を取りながら、PRも含めてやっていくということを肝に銘じてまいりたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君）（登壇） 最後に、気候変動、いわゆる地球温暖化への対応について取り上げます。

気候変動、すなわち地球温暖化がもたらす被害が明確になりつつあります。世界では、南太平洋にある島国ツバルのように、海面上昇により水没の危機に瀕する国が存在しますし、年ごとに激しくなるゲリラ豪雨など、自然災害の被害も目立ってきました。

そうした中、COP21（気候変動枠組条約締約国会議）がこのほどパリで開催され、パリ協定を締結し、先日閉会しました。これは気候変動枠組条約をめぐる21回目の会議です。1997年、京都で開催されたCOP3では、先進国に温室効果ガスの排出量削減を努力目標ではなく、義務目標を求めるという成果があり、京都議定書の採択が行われる大きな節目の会議となりました。そして、今回のパリでは、先進国だけではなく、発展途上国も含めた全世界の大多数の国々にCO₂（二酸化炭素）排出削減の目標値設定とその達成を義務化しようという今までにない画期的な会議となりました。途上国の代表としてこの20年間に経済的に巨大となった中華人民共和国が、アメリカ合衆国とこれまでにない協調路線で臨むなど、成果を期待できる環境が整ったのも今回極めて画期的でした。

報道によると、COP21の結果としては、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにするということです。類としての人間の生存が今危ぶまれているのですから、当然の結論ではあると思うのですが、ここからが簡単ではありません。つまり、各国のレベルや各自自治体レベルでの目標共有や具体的な取り組みが決定的に重要になってくるからです。

さて、そんな中で、日本国内の自治体では既に気候変動、地球温暖化への何らかの対策や計画類を策定している市区町村は80%以上と多数となっています。しかし、自治体全体、すなわち企業や市民をも巻き込んだ区域施策の策定率となると2割程度にとどまります。また、その計画の内容もそれぞれの自治体により大きく異なりますが、市民啓発に終始したり、再生可能エネルギー装置普及への補助、多くは太陽光発電ですが、そういった補助程度にとどまっている場合も多く見られます。

そこで、この問題での、まず本市における対応をお聞きするものです。

次に、士別市として立てた士別市地球温暖化対策職員実行計画のようなものを市民、市内事業所でも取り組む必要についてはどうお考えかもお聞きします。

最後になりますが、士別市の基幹産業となる農業分野への地球温暖化の影響は大変大きいと思われませんが、この点をどう見ているか、当面の対策等があればお聞かせ願いたいと思います。

以上で壇上からの質問は終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に私から総合的な対策について答弁を申し上げ、農業分野での地球温暖化の影響については経済部長から答弁申し上げます。

パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21は、地球温暖化対策の新たな枠組みとなるパリ協定を採択しました。この歴史的な合意は、全ての国が温室効果ガスの排出量削減に向けた行動をとることが明記され、化学燃料に依存した経済から、より環境に配慮した上での成長を目指す歴史的転換に向けた道筋が設定されています。京都議定書にかわり18年ぶりの新枠組みを構築したことで、温暖化抑制に一步を踏み出せるものと期待するところであります。

そこで、自治体に取り組む地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定するもので、地方公共団体みずからの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定する事務事業編と、区域の自然的社会条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等の施策についての計画を策定する区域施策編がありますが、事務事業編は全ての地方公共団体に策定義務があるのに対し、区域施策編は都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務があり、その他の自治体は努力規定となっています。

本市における計画の策定については、事務事業編として、職員みずからが事業者そして消費者として省エネルギー化、廃棄物の減量化と資源化、リサイクルの向上などを主とし、温室効果ガスの排出抑制・削減などの地球温暖化対策の観点から、自主的かつ積極的な環境配慮の推進を目的に、士別市地球温暖化対策職員実行計画を平成19年3月に策定しました。

本市の事務事業で排出される温室効果ガスは、計画の基準年である18年度で約1万9,700トンであり、うち廃棄物の埋め立てが原因で発生するメタンが約1万82トンで全体の約51%、電気暖房用の燃料、公用車の燃料等の消費が主な原因で発生する二酸化炭素が約9,617トンで約

49%となっています。

取り組み内容としては、生ごみ分別を初めとする埋立廃棄物の減量化、紙類使用量の減、リサイクルの推進等を図りメタンの発生抑制を、また、昼休みの消灯、間引き点灯、照明のLED化、ハイブリッド車の導入、公用自転車、電気自動車の活用などにより二酸化炭素の排出抑制というように、さまざまな対応を図ってきたところです。また、温室効果ガスを自然が吸収できる範囲にとどめようとする、いわゆる低炭素による地域づくりを目指し、25年4月に士別市バイオマス資源堆肥化施設を供用開始し、生ごみ等の堆肥化によりメタン発生の大幅抑制を着実に実行してきているところであります。

これらの実施により、目標年である23年度において5.4%の削減、また、直近の26年度の温室効果ガス排出量は全体で約1万3,400トンとなり、計画策定時より32%の減少となったことから、大きな成果が得られたと考えているところです。現在、事務事業編計画の見直しを進めており、2期目の計画においても、職員みずからが行動し、更なる地球温暖化防止対策を推進してまいります。

また、区域施策編については、本市では策定予定はありませんが、北海道においては22年に策定されており、また、各事業所や各家庭では、東日本大震災後、電力需要の逼迫を経験し、その後の料金値上げを受け、節電及び省エネが実践されていることなど、それぞれの立場で地球温暖化防止に向けた取り組みが浸透している状況であります。

特に、事業活動においては、年間のエネルギー使用量が原油換算値で1,500キロリットル以上の事業所において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法に基づくエネルギー管理体制の整備、更に実態の把握が求められており、中・長期的に年平均1%の低減努力が規定され、更にはエネルギー管理者の選任、エネルギーの使用状況の届け出、定期報告書の提出等の義務があり、資源エネルギー庁の立入検査も実施されていることから、厳しい内容となっています。

このことから、本市における区域施策編策定の必要性は低いと考えておりますが、国は、来年3月までにパリ協定を踏まえ新たな地球温暖化対策計画の策定を予定しており、その中には、家庭や企業、産業界など、国全体で取り組む計画との報道もあることから、今後の動向を注視していきたいというふうに考えております。

市民向けの啓発事業としては、士別市ごみ減量化推進協議会と共催で13年度より毎年ごみ減量化環境フォーラムを開催し、北海道地球温暖化防止活動推進員等による講演会を実施しております。これらの取り組みについては、更に市民に定着するよう継続実施してまいります。

また、再生可能エネルギーの活用及び省エネルギーに関する取り組みについては、士別市地域新エネルギービジョンに基づく太陽光発電、木質バイオマスボイラー導入を初め、防犯灯LED化、水力活用の検討など、市といたしましても、可能な限り地球温暖化防止につながるこのような取り組みを推進し、あわせて市民に対し啓発に努めてまいり所存です。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） 私から、農業分野への地球温暖化の影響についてお答えいたします。

地球温暖化に伴って、世界中の農業に悪影響を及ぼす可能性があると言われており、異常気象により発生する降雨の乱れや干ばつは、多くの農作物に大きな影響をもたらしております。また、台風などの自然災害も農作物の大敵となっており、近年は台風の発生する頻度や規模が拡大傾向にあります。更に、ここ数年のエルニーニョ現象やラニーニャ現象の発生による影響も心配され、大型台風や爆弾低気圧、ゲリラ豪雨の発生など、自然を相手とする農業において、こうした気象状況に対し細心の注意を払いながら取り組んでいかなければならないものと考えております。

そこで、気候変動による本市農業への影響についてであります。近年の気候変動に起因する影響は、水稲、畑作ともに融雪期のおくれによる春作業のおくれや播種直後の長雨、生育初期の低温、高温多雨による病害虫の発生、干ばつの影響による麦の細麦、長雨によるバレイシヨの腐れ、集中豪雨による作土層の流出、強風による稲やデントコーンの倒伏やなびきによる品質の低下及び収穫作業のおくれなど、本市農業に与える影響は大きいものと考えており、その対策といたしまして、圃場への排水対策、本市農業の基本であります土づくりなどの土壌改良、栽培技術試験の結果に基づく栽培指導、啓発などを農業者の皆様に対して行ってきております。

このような中で、本年度の作柄が、農業者の皆様のご御努力により豊穰の秋を迎えることができましたこと、大変喜ばしい状況であります。

今後におきましても、これらの気候変動や異常気象に対応できる土づくりが重要であり、また、リアルタイムな気象情報の提供など、現在進められている情報通信技術（ICT）を活用することで農作業の効率化が図られるなど、営農に与える影響を最小限にとどめるよう努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 市民部長の答弁いただいたことについて、再質問を2ついたします。

1つは、職員実行計画ですね。士別市地球温暖化対策職員実行計画、要は市役所だとか市の施設の中で職員が温暖化対策をやっているというものです。21ページにわたるものですね。まず、1ページ目に、再策定が2012年度、平成でいうと24年度というふうになっているんですが、ここが若干おくれしてしまったというのは、これは何か例えば震災の影響だとか、そんなことはないですか。この要因について一つお答えください。

それからもう一つ、区域施策編というか、市の職員とか市の施設だけではなくて、市民や企業も巻き込んだ区域の施策編は、必要性は低いという答弁をいただいて、私も実はそれは同意するんですね。この間、堆肥化施設もできましたし、低炭素でまちをつくっていくんだとい

うことで、地域新エネルギービジョンがあるんですよ。それで、これがそのまま区域施策編にならないというその理由というか、根拠についてお答えいただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の市の実行計画、これは23年度で1期目終了ということになっておりまして、計画でいくと、続きます24年度に再策定年度を迎えているということではありますが、今現在はできていない状況であります。

その理由なんでありますけれども、議員も若干触れておりましたけれども、23年に東日本大震災が発生いたしましたして、それ以降、国のエネルギー政策などについても、原発問題を含めまして明確になっていないといった部分があります。そうした部分で、例えば北海道の推進計画なども、これは26年度に策定しているんですけれども、その設定目標等については、あくまでも暫定的な目標としておりまして、国のエネルギー政策が確定した段階で、これらを踏まえて削減目標については、国の新たな温暖化計画が策定された時点で数値の見直しを行うというようなことになっておりますので、士別市といたしましても、ちょっと答弁で触れておりますが、国でも来年3月まで新たな温暖化対策計画をつくるということでもありますので、それらを踏まえた段階で、次期の計画については策定していこうというような考えであります。

それともう1点、区域地域計画ですか、それが即市民の地域計画にならないのかどうかということでもありますけれども、確かにそういった広い包括的な地域を含めた目標が定められている計画だというふうに思いますけれども、例えば個人ですとか小規模な事業所なんかにおいて、目標数値を掲げて取り組んでいただくということになりますので、そうすると、今、一般家庭でも省エネをやっておりますし、事業所においてもやっているといったような段階では、ちょっと目標数値まで、ここまで決めてやってくださいよということではなくて、既に取り組んでいただいている状況もありますので、それについて即、適用させることはどうかなというような考えもあります。

ただ、国が今考えているような、家庭だとか企業を含めて国全体で考えていこうというようなものも今考えとしてあるやに聞いておりますので、それらについては、それが明確になった段階でまた検討していきたいと思っています。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 私から言葉を補えば、市民の意識がある程度醸成されるのを待って、区域施策編、もしつくるのであれば、そういう機運が盛り上がってきたら考えようというようなことかなと思います。

それにもかかわらず、新エネルギービジョンでさまざまな取り組みも進めていますので、士別市の場合は、とりあえずこの取り組みで私は了としたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問を行います。

健康長寿推進について伺います。

牧野市長が進めている「やさしいまち」、高齢者、子供、障害者、生活者全ての人に優しいまちづくりを進め、健康長寿日本一を掲げ、いきいき健康センター、サフォークジム、九十九大学大学院の開設、高齢者入浴料助成、健康管理システムの確立、病診連携と、さまざまな事業を展開しております。私も日ごろより、市民の皆様が健康でこの土別に住んでいてよかったなと思えるまちづくりと、高齢者には、自分たちの住んでいる地域とかかわりを持ち、生きがいを見つけて健康で明るく元気な生活を送っていただきたいと思います。

そこで、健康長寿日本一の推進に当たっての考え、思いをお聞かせください。

続いて、健康長寿推進計画について伺います。

この計画は、平成27年から34年度の8年間の長期計画であり、近年の急激な少子高齢化が進む中、生活習慣病が増え、それに伴い介護を必要とする人が増加するなど、生活習慣病における医療費が国民の医療費の約3割を占める状況の中、国の施策として、健康長寿を伸ばし、健康格差の縮小、生活習慣病の発病予防と重症化予防を策定し、子供から高齢者まで全ての国民がともに支えながら、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活のできる活力ある社会の実現との計画策定の趣旨がありますが、土別市健康長寿推進に当たっては、人口減少とともに、平成27年、土別市の高齢化率は36.3%と高く、近年の平均寿命では男性80.1歳、女性86.7歳と、全国よりも平均寿命が高いが、健康寿命では男性64.7歳、女性66.2歳と全国よりも低い現状の中にあって、健康寿命を延ばすためにどのようなお考えか、また、市が力を入れている事業について伺いたいと思います。

続いて、健康管理システムについて伺います。

平成24年度に約1,350万円かけて管理システムを導入しました。全市民の健康づくり支援と伺っていますが、健康管理システムの利用の仕方を具体的に説明をいただきたい。また、平成26年度から行われてきた事業展開も含めお聞きします。市の管理システムはさまざまなシステムがありますが、この健康管理システムにも個人情報ハードルがあります。健康データの提供の同意、各事業所の理解と同意など、一人一人の同意が必要と聞いていますが、多くの市民に同意をいただくための取り組みと健康データの同意はどのように増えているのか。また、健康管理システムが稼働することにより、健康長寿推進に当たってどのような役割があるのか、新たな管理システムの利用法についての考えもあれば伺います。

以上申し上げ、健康長寿推進についての答弁を求めます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

私から健康長寿日本一についてお答えし、健康長寿推進計画並びに健康管理システムについては保健福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、健康長寿日本一の推進についてであります。

我が国は、いまだかつてないスピードで少子高齢化が進み、とりわけ本市においては、高齢化率は平成22年に30%を超え、本年11月末の高齢化率は36.7%となり、5年後の32年には40%を超えると推計されています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加し、市全体で約9,600世帯のうち、3割以上の約3,300世帯が高齢者世帯となっていることから、今後ますます将来の健康や介護に関する不安を抱えて生活する市民が増えていくことが懸念される中、長年、本市の発展に貢献されてこられた高齢者の方々が、いつまでもお元気で、住みなれたこの地域で生きがいを持って幸せに暮らすことができる豊かな地域社会を構築していくことは、私の責務であると考えています。

そこで、本市は26年4月に、誰もがいつまでも健康で生き生きと生活できる健康長寿日本一を目指し、保健・介護・福祉を横断的、立体的に推進する健康長寿推進室を設け、サフォークジムなどの介護予防事業や福祉パトロールなどの地域支え合い事業、健康管理システムを活用した地区担当保健師活動など、各種事業に取り組んでいます。

また、本年3月には、健康長寿推進計画、第2次士別市食育計画、第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、これら各計画に基づき、関係機関、団体等と連携しながら、地域に密着した健康づくりや介護予防などを総合的に進めています。更に、現在健康長寿日本一を目指す拠点施設として建設中のいきいき健康センターについては、去る10月27日に設置したいいきいき健康センターの運営にかかわる市民会議において、具体的な事業について熱心に議論いただき、先日、提言書としてお受けしたところであり、今後この提言書をもとに、子供から高齢者まで多くの市民の参画を得ながら、幅広い年齢層の市民が集い、触れ合い、交流でき、そして何より高齢者の生きがいの場となるよう、来年10月のオープンに向け準備を進めてまいります。

市民の健康づくりには、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組む意識を持っていただくことが何より大切なことと考えておりますことから、今後も地区担当保健師を初め、保健推進員や食生活改善推進員、更には保健・医療・介護・福祉などの関係機関が市民と一体となり、地域全体で健康長寿日本一を目指す取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、健康長寿推進計画と健康管理システムについてお答えをいたします。

健康長寿推進計画に基づき健康寿命を延ばすことについてであります。健康寿命を延ばすためには、若い世代からの健康づくり、特に生活習慣病予防及び重症化予防が大切であります。生活習慣病は、脳梗塞や心筋梗塞、人工透析につながるもので、予防には特定健診を受診し、みずからの健康状態を把握し、必要があれば生活習慣病を見直し、高血圧の改善、コレステロールなどの脂質異常症の改善、糖尿病の抑制などを図ることが肝要であります。このことが、健康寿命を延ばすことにつながるものと考えています。

生活習慣病の改善のためには、食生活や運動量などを見直すことが大切ですが、現在、士別市で行われている食生活の改善についての取り組みとしては、第2次食育推進計画に基づき、妊娠期にはマタニティスクールにおいて、乳幼児期には離乳食教室において、市の管理栄養士が食の大切さについてお伝えをし、幼稚園、保育園では収穫や調理体験においてそれぞれの指導者から伝えていただいています。また、小・中学校では、栄養教諭による授業のほか、ふるさと給食、農業学習に取り組んでいます。更に、高校生やサフォークジムの参加者等については、食生活改善推進員と連携し料理教室などを実施し、各年代における食生活改善に関する意識の向上に努めています。

一方、運動については、日常生活における習慣化が大切であり、市においても、健康ウォークや健康づくり講演会などを開催し、市民に健康増進における運動の効果などについての理解を深めていただく取り組みを行っています。

また、本市は平成17年10月に健康スポーツ都市宣言を行っており、多くの方がさまざまなスポーツを通じた健康づくりに取り組まれており、特に近年では、ウォーキングをする市民の姿が多く見られるとともに、総合体育館のトレーニング機器で汗を流す市民も増加している傾向にあります。日常生活において運動習慣のない市民もおられることから、平成27年9月から、士別市体育協会と連携し、27年、28年までの2年間で運動と健康づくりに関するアンケート調査を実施しており、その結果も参考にしながら、健康寿命の延伸のための運動の習慣化に向けた新たな方策を検討してまいります。

次に、25年度に全市民の健康づくり支援のために導入いたしました健康管理システムについてですが、このシステムは、市民の多年にわたる各種検診結果や相談にかかわる内容を家族を含めて総合的に電算管理することができるものであります。

そこで、導入からの活用についてであります。26年度においては、市で保管をしていた個人ごとの紙ベースの各種検診データや訪問記録などのほか、経年管理していました国保の健診データに加え、国保以外で成人病健診センターにおいて人間ドックを受けられ、データ提供の同意をいただいた方の検査データの集積に努め、今年度からはそのデータを活用し、地区担当保健師や管理栄養士による訪問活動などを行っています。

システムを活用することにより、対象者の相談履歴や家族状況などの情報があらかじめ把握できることから、以前よりも更に効果的な保健指導が行えるようになっていきます。また、市民に各種検診の御案内をする際にも、健康管理システムで健診履歴などがいち早く確認できるため、二次診査への受診勧奨を迅速かつ効果的に行えているところです。

次に、健診データ提供の同意についてですが、市が保険者である国民健康保険加入者については、健診の御案内の際に同意の確認をしており、その他の保険に加入している方には、成人病健診センターで健診した際に同意の確認をさせていただいています。その結果、現在1万3,484人の方から同意をいただいているところです。

健康寿命を延ばすためには、先ほど申し上げましたとおり、健診を通じ自分の健康状態を理

解し、必要があれば生活習慣を見直すことが何より大切なことであることから、市といたしましても、まずはより多くの市民の健康状態のデータ集積に努めるとともに、健康管理システムを有効に活用しながら、健診の未受診者への迅速な対応や生活習慣の変化に応じた的確な保健指導により、健康寿命の延伸に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） ぜひ健康管理システムの市民の理解をいただいて、今本当に半分以上の市民の皆さんが御理解をいただいてということで、まだまだ今後とも、そっちのほうで管理のほうは理解いただくようによろしくお願ひして、次の質問に移りたいと思います。

（登壇） 観光案内整備について伺います。

まず初めに、観光案内看板についてですが、士別市には、全市を観光案内している看板は駅横にある看板一つだけです。その場所に昭和43年に立てられ、平成13年に改修が行われ、平成17年、合併時に朝日町が入った看板に改修されました。看板が改修されてから約10年がたとうとしています。地図の中に現在ないところなどが書かれており、看板も色あせてきています。看板の管理についてと、観光案内看板の更新についての考えをお聞きします。

また、サフォークランド士別のキャラクターさほっちのイラストも昔とは変わってきていますが、駅舎内の看板、駅前にある看板、またそのほかにある看板も、イラストの統一が必要だと思います。イラストの統一についての考えをお聞かせください。

今、駅前再編整備についていろいろ議論がなされておりますが、一般的に駅前は士別の顔ではないでしょうか。更地となった今、そこに大きな観光案内看板を立て、さほっち家族のイラストを入れ、さほっち家族が出迎えてくれるような駅前看板を立て、更には公用車のマイクロバスはほかの市町村へと行くことが多いことから、さほっちのイラストを入れるなど、走る看板として士別をPRしてはどうか、お考えをお聞きします。

続いて、観光案内パンフレットについて伺います。

現在、駅、ホテルなどに行くと、士別のパンフレットが不足していると聞いています。観光案内に影響が出るとは思いますが、在庫が更新までもつのか、今後の更新計画についてお聞きします。

また、現在ゆるキャラブームとなり、各市町村においても力を入れ、経済効果を上げようとしています。このことから、パンフレットにもさほっちのキャラクターを入れ、また、新たな発想の提案として、パンフレットの企画に高校生のアイデアも取り入れてはどうか。

現在までも商店街マップづくり、天塩川まつり、うんメェーパイ、天サイダーなど、数々のまちづくりに参加をいただいております。これも学校の御理解があるからこそだと思います。これからの士別を担う若者たちのアイデアも必要だと思いますが、お考えをお聞きします。

続いて、市内の案内ガイドづくりについて伺います。

パンフレット更新に当たって、現状のマップも更新してはどうか。今あるマップは

1色刷りで市内・市外の地図もあっさりとしたマップです。私が提案したいのは、議員研修先の留萌市でいただいたマップです。増毛町、留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、天売島、焼尻島、初山別村、遠別町、天塩町までのオロロンラインとして、市町村広域での共通マップです。ここに提示していますが、留萌市のマップです。カラーの色も優しい色使いで、漫画チックなところがあり、つい見入ってしまいます。中の内容も遊び心満載で、例えば留萌出身の著名人、森田公一さんのプチ情報、留萌の三大スポット、留萌の祭りがこの場所で何月にやるのか、もえキャラのバス情報など多彩な説明書きとともに、人を飽きさせない情報満載のマップです。ぜひよいところを取り入れ、士別を訪れた方々におもてなしの心が伝わるマップをつくり、今後、市町村の広域連携マップも考えることによって、士別版地方創生で掲げている交流人口の増加につながるのではないのでしょうか。お考えをお聞きます。

続いて、観光ボランティアガイドについて伺います。

士別市のボランティアガイドさんは、21名の会員で、士別市の歴史を初め観光地、イベント、産業、文化などを勉強して、士別の観光ボランティアガイドさんとして活躍しています。また、士別市を詳しく紹介している士別市ガイドの発行など、今年のガイド活動としても九十九大学大学院のガイド、岐阜県、静岡県から来られた方の観光ガイド、翔雲高校総合ビジネス科見学旅行に士別のPR大使としての勉強に携わるなど、多彩な活動を行っております。士別の観光案内にも欠かせないボランティアガイドさんです。

今回、翔雲高校だよりの中に、浜松町での士別のPR活動のコメントとして、「自分のまちのPRをする活動は、改めて自分たちのまちのよさに気づく契機になりました」と書いてありました。ぜひ若い力の高校生にも、今後、士別PR大使としてやっていただくためにも、準ボランティアさんとして士別を再発見していただき、士別のPR活動につなげていければすばらしいと思いますが、お考えをお聞きし、以上申し上げ観光案内整備についての答弁を求めます。

(降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 金経済部長。

○経済部長(金 章君)(登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、JR士別駅に設置しております案内看板についてであります。その管理は市が行っており、照明などの維持につきましては市と観光協会に対応しております。議員のお話のとおり、案内看板の掲載内容につきましては、最新情報となっていない部分もありますことから、早急に更新する予定であります。

また、イラストの統一についてであります。昨年決定した新たなデザインは、士別公認キャラクターである「さほっち」と「メイちゃん」をイメージしたデザインであり、その後、本年1月1日に誕生した「みーちゃん」を加え、さほっちファミリーのイラストとなっております。

一方、カントリーサインなどに長年使用されておりますサフォーク羊のデザインは、本年第1回定例会で国忠議員の質問に答弁いたしましたとおり、これまで32年にわたるサフォーク羊

によるまちづくり運動の中で市民にも親しまれ広く浸透しており、さほっちファミリーのイラストとあわせ、今後市が新たに設置、作成する場合や既存看板のデザイン更新の際には、その用途に応じた活用方法について十分検討してまいりたいと存じます。

更に、駅前案内看板の設置についてであります。再整備計画時に合わせて検討してまいりたいと考えております。

また、マイクロバスなどの大型公用車にさほっちファミリーのイラストを入れるラッピング広告についてであります。このイラストを活用し、さまざまな媒体を通してPR、情報発信することは、多くの方々に親しみを持ってもらうことができ、羊のまち士別を認知していただくためのきっかけとして効果的な手法であると認識しておりますことから、PR媒体のツールの一つとして今後検討してまいりたいと存じます。

次に、観光パンフレットと案内ガイドの更新計画についてであります。本年、改修いたしました羊飼いの家など主要観光施設がリニューアルしたことや、既存の残数が少ないことなどから、来年度には更新が必要であるものと考えております。

また、更新に当たっては、若者のアイデアを生かし、子供から年配の方まで見やすく興味を持ってもらえる内容とするため、さほっちファミリーなどのイラストを使用することや、色使いなど新たな発想を取り入れるものとなるよう努め、今後施設建設や改修など掲載内容の変更に対応するため、ウェブ閲覧などリアルタイムな情報発信となるパンフレットやガイドづくりを進めてまいりたいと存じます。

また、近隣市町村との広域連携によるマップ作成につきましては、着地型観光の推進において、広域連携によるプロモーション活動が重要であることから、近隣地域との協議を進めてまいりたいと存じます。

次に、観光ボランティアガイドについてであります。本市が取り組んでおります地元ならではの体験や食を提供するプログラムを企画し、観光客の受け入れを地域が行う着地型観光をこれまで以上に推進していくためにも、観光関係者はもとより、全市を挙げて観光客を温かく迎えるためのおもてなしの心を養うことが、今後の観光振興にとって重要であり、接遇能力向上のための研修事業や資質向上のためのホスピタリティー研修会による人材育成に取り組むことが大切であると考えております。

このような中、士別観光ボランティアガイドの会は、月例会の開催による研修、羊と雲の丘士別ハーフマラソン大会での観光案内所の開設のほか、ラブ士別・バイ士別運動推進協議会主催の士別再発見ツアーや観光ツアーのガイドを実施しております。

また、議員のお話にもありましたとおり、士別翔雲高等学校総合ビジネス科2年生は、一昨年から見学旅行時に、地域を理解し地域の活性化を図ることを目的として首都圏で本市のPR活動を実施しており、この活動に際し事前学習として、士別観光ボランティアガイドの会員が講師となり、士別市の歴史や魅力のPRポイントなどを指導しており、士別観光協会では、この見学旅行におけるPR活動に対し士別観光大使の任命を行ったところであります。

今後も、本市として観光ボランティアガイドの会を中心に、幅広い観光ガイドが必要でありますことから、市民意識を醸成し、研修会等を開催する中で、観光協会などの関係団体と十分協議し、観光ガイドの人材の養成を図ってまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） ぜひ若いアイデア、また、観光協会と三つどもえの中でいろいろなアイデアを出し合って、今後とも観光整備についてお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時04分散会）